

C-6-4 環境（大気汚染）

意見書 No	内 容
182	車両からの有害物質の流出は大丈夫ですか。 廃棄物運搬時には、運搬車両の荷台にシートを掛ける等処置を施すことで廃棄物等の飛散・流出を防ぎます。 屋根や幌付きの車両につきましては、運搬中は当然それらで覆い、また、それらが付いていない車両につきましても、運搬中は荷台に防水性のシートで覆うことで、雨水が侵入し廃棄物に触れ荷台から漏れ出したり、廃棄物が舞って拡散しないように致します。 従いまして、車両からの有害物質の流出は御座いません。 なお、車両排気ガスによる大気汚染についての御懸念でしたら、本計画では現状より大型車が9台/時、小型車が2～20台/時程度増える（※）と想定されますが、生活環境影響調査によれば、廃棄物運搬車両の走行による大気汚染等の周辺環境への影響は環境基準を十分達成できるという評価となっています。 また、運搬車両には、制限速度を遵守し、集落付近では特に低速運転を心掛け、急発進、急ブレーキ、過積載等をしないようにし、大気汚染を防止します。 ※先回までの見解書では、同表記を「大型車が4～5台/時、小型車が1～10台/時程度」としておりました。これは搬入車両（往路車両）のみを計算した数でした。本来交通量として御説明するのであれば、これらに加え帰路車両（復路車両）の数も合算した車両数（今回記載の車両数）を表記すべきでした。誤解をお招きする記載でありましたことを陳謝申し上げますとともに、ここに訂正させていただきます。